

第 2 1 回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成 3 1 年 4 月 2 5 日 開会
平成 3 1 年 4 月 2 5 日 閉会

浦幌町農業委員会

平成31年4月25日 第21回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時30分

閉会 午後3時27分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	10番	木南和徳
11番	森 秀幸	12番	石森正浩	13番	小川博幸

2 欠席委員

9番 高木政志

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農業振興地域施美計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第6号 平成31年度農業委員会活動方針の策定について
- 日程第10 議案第7号 平成30年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成31年度農業委員会活動計画（案）について

4 議事内容 午後2時30分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第21回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程の第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号7番山村委員、8番廣富委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今局長より報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 下限面積(別段の面積)の設定について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「下限面積(別段の面積)」の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。下限面積(別段の面積)の設定について。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積(別段の面積)について、次のとおり決定する。平成31年4月25日提出。浦幌町農業委員会会長。

記、下限面積(別段の面積)2ヘクタール(変更なし)。

農地法第3条に規定する下限面積の設定については、下限面積2ヘクタール以下で面積を設定した場合は、別段面積となり、農地法施行規則第17条に以下の別段面積の基準が定められております。

別段の面積を定める基準は、農地法施行規則第17条で、1. 下限面積を下回る農家が全体の40%を超えないこととなっており、2015年農林業センサスで、町内農家230戸中2ヘクタール以上が226戸で、2ヘクタール未満の割合は1.8%の状況にあります。2. 耕作放棄地が相当数存在すること。3. 下限面積未満の農家数が増加し、農地又は採草放牧地の農業上の

効率的かつ総合的な利用確保に支障が生じる場合があるときに別段の面積を定めることができることとなっておりますが、本町の農業経営の状況から勘案しても下限面積の変更の必要性は生じていないと判断し、下限面積を農地法第3条第2項第5号の規定に定める2ヘクタールとする内容であります。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは、議案第1号を採決いたします。本案を原案とおひ決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

(全員挙手)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案とおひ決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明願ひます。

○小川係長 議案書4ページをご覧願ひます。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があつたので審議されたい。平成31年4月25日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があつたのは、下記の2件であります。

議案書5ページをご覧願ひます。賃貸人は、桜町に住所を有する農地利用集積円滑化団体浦幌町。賃借人は、愛牛に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月28日に賃貸借されましたが、平成31年4月3日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があつたものです。農業経営を廃止するための解約であります。

議案書6ページをご覧願ひます。賃貸人は、愛牛に住所を有する方。賃借人は、愛牛に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年6月1日に賃貸借されましたが、平成31年4月3日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があつたものです。農業経営を廃止するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 それでは次に日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と賃貸借5件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。

それでは初めに所有権移転案件番号1番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成31年4月25日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件5件でございます。

番号1番、譲渡人は、愛牛に住所を有する方、譲受人は、大平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして49,537平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書10ページに3条番号1の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の小野木委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号1番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため農地を買い受ける内容であり、4月20日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号の番号1番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号1番は、原案のとおり決定いたしました。

ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長より只今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第3号の番号1番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 次に利用権設定案件、番号2番から6番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。番号2番、貸主は、稲穂に住所を有する方、借主は、稲穂に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、6筆合わせまして72,506平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年4月26日から平成34年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、高齢のため、所有する農地を賃借人に貸し付ける。借主は、経営の規模拡大を図るため、賃借人より借り受けるものであります。

番号3番、貸主は、稲穂に住所を有する方、借主は、稲穂に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、3筆合わせまして96,600平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年4月26日から平成34年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、病気療養中のため、所有する農地を賃借人に貸し付ける。借主は、経営の規模拡大を図るため、賃借人より借り受けるものであります。

番号4番、貸主は、稲穂に住所を有する方、借主は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、3筆合わせまして109,800平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年4月26日から平成34年11月30日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、高齢のため、所有する農地を賃借人に貸し付ける。借主は、経営の規模拡大を図るため、賃借人より借り受けるものであります。

番号5番、貸主は、養老に住所を有する方、借主は、幕別町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして34,605平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年4月26日から平成34年3月31日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、経営の規模拡大を図るため、賃借人より借り受けるものであります。

番号6番、貸主は、帯広市に住所を有する方、借主は、下浦幌に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、44,591平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年4月26日から平成41年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、経営規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、3条番号2から4及び6につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。また、3条番号5につきましては、別添の農地法第3条第3項の特例と書かれた資料をご覧ください。通常の農地法第3条第1項の規定による許可の場合は、農地法第3条第2項各号の要件に照らし、いずれにも該当しない場合に限り許可をすることができるとなっておりますが、一方で、農地所有適格法人以外の法人等による農地等の賃借の特例により、農地法第3条第2項各号の要件によらずに許可することができる規定が設けられております。

農地所有適格法人以外の法人等による農地等の賃借の特例として規定されている農地法第3条第3項には、①契約を解除する旨の条件が書面による契約で締結されていること、②継続的・安定的な農業経営の見込みがあること、③法人に限って、役員等のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事することの3要件があり、本件につきましては、これら要件をすべて満たしており、農地法第3条第2項の農地所有適格法人以外の法人の禁止、農作業常時従事要件を除き、不許可

条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書11ページから16ページに3条番号2から6の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号2番から4番について、地区担当委員の福田委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号2番から4番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大を図るため、賃貸人より農地を借り受ける内容であり、4月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。次に、番号5番及び6番について、地区担当委員の大坂委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号5番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大を図るため賃貸人より農地を借り受ける内容であり、4月11日現地を確認したところ、農地法第3条第3項の要件をすべて満たしており、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除き許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

また、番号6番につきましては、事務局の説明のとおり、経営規模拡大により経営の安定を図るため農地を借り受ける内容であり、4月17日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは採決します。議案第3号の番号2番から6番の利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号2番から6番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書18ページをご覧ください。議案第4号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について、このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成31年4月25日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更2件の内容です。

番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、フリーストール牛舎建設による規模拡大、及び飲料水及びパーラー設備関連の井戸水使用に対する凍結防止用井戸小屋建設による環境整備、並びに牧場内作業動線に関する通路等の整備をするためであります。選定用地につきましては、現農業用施設用地では規模に見合った敷地を確保することができず、代替

地も無いことから選択したのですが、おおむね50.2ヘクタールの集団性を有する農用地を含む農用地区域から39,491平方メートルを用途変更するもので農用地の集団化には問題がなく、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。また、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。

なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、「農地転用に関する許可基準からみた意見」を付して「浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない」旨、浦幌町長に意見書を提出します。農業委員会からの意見書が提出されてから十勝総合振興局との事前協議がなされ、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て期間を経まして令和元年6月中旬に十勝総合振興局から協議回答をもらい農業振興地域整備計画の変更が告示され決定となります。変更決定の後、申請者から農地法第4条の転用許可申請が提出されますので、令和元年7月の農業委員会総会に農地法第4条の転用許可についておはかりする予定となります。また、本件に関して意見照会とともに農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との事前協議が求められております。こちらにつきましても、先程説明しましたとおり、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当であるとの判断をいただきましたら、許可相当と認める意見・協議書を提出することになります。以上が番号1番の説明となります。

続きまして、議案書19ページをご覧ください。番号2番、農用地区域内から用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、牛舎を新築し、飼育頭数の増頭による規模拡大を図るためであります。選定用地につきましては、現農業用施設用地では規模に見合った敷地を確保することができず、代替地も無いことから選択したのですが、おおむね18ヘクタールの集団性を有する農用地を含む農用地区域から1,228平方メートルを用途変更するもので農用地の集団化には問題がなく、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。また、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更につきましては、変更に係る面積が10,000平方メートルを超えないので、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされ、変更が決定となります。以上が番号2番の説明となります。

なお、議案書22ページから28ページに、番号1番の位置図、計画変更部分図、配置図等を、

議案書31ページから37ページに、番号2番の位置図、計画変更部分図、配置図等をそれぞれ添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書38ページをご覧ください。議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成31年4月25日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番申請人は、常室に住所を有する方です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、牛舎の建設及び作業用通路等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするときあり、不許可の例外でございます。議案書39ページから44ページに資料として、位置図、施設配置図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30a以下であるため本農業委員会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第9 議案第6号 平成31年度農業委員会活動方針の策定について

○小川議長 次に日程第9、議案第6号「平成31年度農業委員会活動方針の策定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書46ページをご覧ください。議案第6号。平成31年度農業委員会活動方針の策定について。このことについて、別紙のとおり活動方針を策定することについて審議された。平成31年4月25日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書47ページをご覧ください。平成31年度浦幌町農業委員会活動方針。1. 活動目標。農業委員会は、全国統一組織理念であるかけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋を尊重し、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、高齢化、国際化、生産環境の保全等、今日的農業情勢に対応していく組織活動の強化と資質の研鑽に努めるとともに、活力のある農業振興の推進に取り組む。2. 重点方針。(1) 認定農業者など、意欲と能力のある担い手の育成及び創意工夫を活かす経営政策の確立支援。(2) 農地を守り経営視点に立った利用集積の促進。(3) 農業者、地域の声の農政への反映。(4) 農業委員会活動の強化及び組織改革に向けた取り組み。3. 活動方針。(1) 農地の有効利用の推進。議案書48ページをご覧ください。(2) 農地の利用集積・集約化の推進。(3) 法定所掌事務の実施。(4) 地域農業振興対策の推進。(5) 担い手育成対策の推進。議案書49ページをご覧ください。(6) 農業者年金対策の推進。(7) 情報活動の推進。4. 委員会体制の整備充実。(1) 農業委員会総会の開催。(2) 農地台帳等の整備。(3) 農業委員、職員の資質向上。以上が活動目標、重点方針、活動方針、委員会体制の整備充実の項目となります。基本的に昨年度と同内容としておりますが、議案書49ページの上段(6)の①農業者年金制度の啓発について、新規就農者の中には、農業者年金制度があることを知らない方もいるため、制度の紹介や説明により加入の推進を図ることとし、新規就農者という文言を追加しております。以上についてご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

●日程第10 議案第7号 平成30年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成31年度農業委員会活動計画(案)について

○小川議長 次に日程第10、議案第7号、平成30年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価案及び平成31年度農業委員会活動計画案についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書50ページをご覧ください。議案第7号平成30年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価案及び平成31年度農業委員会活動計画案について平成31年4月25日提出。浦幌町農業委員会会長。

昨年4月開催の第10回総会において、平成30年度農業委員会活動計画を決定し、その活動計画に基づき平成30年度農業委員会活動計画の目標及び達成に向けた活動の点検・評価案及び平成31年度農業委員会活動計画案について、別紙のとおり作成しましたので、ご提案いたします。

議案書51ページをお開きください。はじめに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案でございます。時計文字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値により農業の概要を記載しており、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員数を記載しております。

時計文字Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、平成30年3月現在、浦幌町の農地面積は、11,300ヘクタールで、この内9,614.8ヘクタールが集積され、集積率は85.09パーセントであります。平成30年度の集積実績としましては、集積目標9,591.7ヘクタールに対しまして9,636.4ヘクタールが集積され、100.47パーセントの達成状況でありました。活動実績としましては、農地相談の実施、農用地利用調整会議、権利者調整委員会の開催を必要に応じて実施してきましたので、評価の案は、目標に対する評価の案及び活動に対する評価の案ともに適正とさせていただきます。

議案書53ページをお開きください。時計文字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、過去3年間では1戸と4法人が新規参入されておりますが、平成30年度の参入実績としましては、参入目標1経営体に対しまして参入経営体はおらず、0パーセントの達成状況でありました。活動実績としましては、新規就農希望者の相談実施。認定農業者、担い手の各種相談、支援。家族経営協定の推進。農業青年人材銀行等による後継者、新規就農者等担い手確保としており、活動に対する評価の案は、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためにも、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していく必要があるとさせていただきます。

時計文字Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、平成30年3月現在遊休農地は0ヘクタールで、平成30年度においても新たに遊休農地は発生しておりませんので実績も0ヘクタールとしております。農地の利用状況調査につきましては、いわゆる農地パトロールを8月下旬から9月上旬にかけて3地区に分けて農業委員のほか事務局及び町産業課の職員により実施し、遊休農地への指導件数はありませんでした。活動実績としましては、農地利用状況調査を実施したが、遊休農地は見受けられなかったことから、活動に対する評価の案は、遊休農地の未然防止が図られたとさせていただきます。

議案書55ページをお開きください。時計文字Ⅴ、違反転用への適正な対応についてですが、平成30年3月現在違反転用面積は、0ヘクタールで、平成30年度中においても新たな違反転用は発生しておりません。活動実績としましては、8月から9月に農地パトロール月間を設定し、地区ごとによる農地パトロール及び啓発活動・監視活動を実施しました。活動に対する評価の案は、地区ごとによる農地パトロールの実施及び啓発活動・監視活動の実施により、違反転用を未然に防止できたとさせていただきます。

時計文字Ⅵ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。平成30年度1年間の農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は、66件ですべて許可としており、また、

農地転用に関する事務の処理件数は7件でありました。実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。是正措置はございません。

議案書57ページをお開きください。3農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、報告書提出農地所有適格法人29法人のうち、2法人に督促を出しましたが、すべての法人から報告書が提出されております。4情報の提供等につきましては、記載のとおりとなっております。是正措置はございません。時計文字Ⅷ事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりであります。以上が、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価案でございます。

議案書59ページをお開きください。平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。時計文字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値により農業の概要を記載しており、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員数を記載しております。時計文字Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化については、平成31年度の目標及び活動計画については、現状維持を目標としております。活動計画は、農地相談の実施。農用地利用調整会議、権利者調整委員会を必要に応じて開催することとさせていただきました。時計文字Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成31年度の目標を1経営体とし活動計画としましては、関係機関と連携を密にしながら新たな担い手の発掘に努めるとさせていただきました。

議案書61ページをご覧ください。時計文字Ⅳ遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の新たな発生を防ぎ、平成31年度の活動計画は、8月から9月にかけて農地パトロールを実施していきます。時計文字Ⅴ違反転用への適正な対応につきましても、新たな発生を未然に防ぐため、農地パトロール及び啓発活動、監視活動の実施を活動計画とさせていただきました。以上が平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、本日、この平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案並びに平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を承認いただいた後、30日間町ホームページに掲載しまして点検・評価案に対する町内の農業者の皆様のご意見を伺います。ご意見があれば、議案書58ページに記載の時計文字Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容の項目に意見等を追加し、なければ、意見無とさせていただきます。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは以上をもちまして第21回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時27分閉会